

「施策」総括票

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援	
施策	①要保護児童等への支援		93頁
対応する 主な課題	<p>○児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。</p>		
関係部等	福祉保健部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度			
	主な取組	決算見込額	活動概要
1	児童虐待防止対策事業	25,746	順調 ○児童相談所にスーパーバイザーを新たに4名配置し相談支援体制の強化と、講演会・研修会・ワークショップ等を開催し、専門職員の資質向上を図った。(1)
2	子育て総合支援モデル事業	6,019	順調 ○支援対象世帯16世帯に対して学習支援等を行った結果、受験生5人全員が高校に合格できた。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村(90.2%) (24年3月時点)	38市町村(92.7%) (24年4月時点)	41市町村 (100.0%)	1市町村 (2.5ポイント)	1,587市町村 (98.0%)(23年)
	状況説明	要保護児童対策地域協議会の設置市町村の増加、関係機関の連携強化、両児童相談所へのスーパーバイザーの増員配置等により、児童虐待への対応体制がより整った。また、一般県民や社会的養護を担う専門職員向けの講演会・研修会・ワークショップ等の充実・強化により、県民の児童虐待の通告義務等の広報・啓発が推進されるとともに、社会的養護を担う専門職員の資質向上に繋がった。				

様式2(施策)

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・全国的に児童虐待相談件数が増加する中、市町村、学校、病院や児童相談所などの子どもに関する相談支援機関等が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応する必要がある。
- ・児童虐待の予防や早期発見・早期対応のため、一般県民への児童虐待の通告義務等の広報・啓発を推進するとともに、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護を行う児童養護施設等の専門職員について、さらなる資質向上に取り組む必要がある。
- ・子育て総合支援モデル事業は新規事業のため、実施町村との調整に時間を要した。また、支援対象世帯の選定に係る町村負担等に対する懸念から、実施を見送る町村があった。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・市町村職員の専門性の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の未設置町村については、引き続き設置を促進し、設置済み市町村については、協議会活動の活性化を図る必要がある。
- ・児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならず、今後も一般県民に対し、通告の意義についての意識啓発や、通告先・通告方法の周知を十分に行う必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・子どもに関する相談支援機関等の情報共有が可能となるよう、児童相談所との連携により要保護児童対策地域協議会の未設置町村に対しては設置促進を、既設置市町村に対しては運営支援を強化する。
- ・一般県民への広報・啓発策として、講演会・研修会の開催回数、内容等を充実させていくとともに、児童養護施設等の社会的養護を担う専門職員への専門研修等を受講する機会の充実・強化に努め、さらなる資質向上を促す。
- ・「子育て総合支援モデル事業」については、実施に係る町村負担の軽減を図るため、町村意見等を考慮しながら、町村が実施しやすい仕組み(要綱等の策定など)を検討し、実施町村の拡大を図る。